

2019. 1月号 第397号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

困ったら
ご相談を！

<相談受付> ☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

巧妙な広告によるネット通販の

「定期購入トラブル」にご注意を！

通販サイトをスマホで見っていたら、通常価格8000円美容液が初回980円という広告があった。買うか迷っていると今度は「15分だけのタイムセール特別価格で初回500円」と表示され、残り時間がカウントダウンで表示されたため、焦って申し込んでしまった。

翌月、注文していないのに再び同じ美容液が届き、今度は請求金額が8000円となっていたので、驚いて販売業者に連絡した。

業者には、「4回の定期購入」「解約不可」と広告に記載していると言われたが、契約時にはすぐに個人情報を入力する画面に切り替わったので、購入条件などの詳細を確認することはできなかった。



枚方市立消費生活センターは、京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分の場所にあります。

アドバイス

「お試し価格」等の格安を強調する広告には、**初回だけ格安で、数回の定期購入が条件**となっていることがあります。特にスマホで商品を申し込む場合、「購入ボタン」を押すと重要な説明部分の記載を飛ばして、「注文フォーム」に切り替わることもあります。定期購入が条件であることを知らず、「お試し」「1回だけ」のつもりで注文しても、解約を申し出ても受け入れられず、**返品については、各販売会社の定める返品特約の内容によることとなります**。トラブルを避けるためには、**購入前に広告や注文画面を隅々まで確認する**ようにしましょう。

1. 契約内容をしっかり確認しましょう。

商品を購入する際には、定期購入が条件とされていないか、定期購入になっている場合はその期間や総額について契約内容をしっかり確認しましょう。

2. 解約・返品条件もしっかり確認しましょう。

インターネット販売を含む通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された解約・返品条件に従うこととなります。定期購入だと知らなかった等の場合でも解約・返品できるとは限りませんので、商品注文の際は、解約・返品条件もしっかり確認しましょう。

3. 困ったときはお早めに、消費生活センターにご相談を。

事業者からの請求に納得できない、事業者と連絡が取れず解約できない等の困ったときは、お早めに消費生活センターに相談してください。

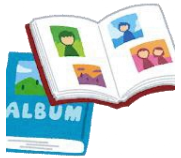
天皇陛下の退位に便乗した

悪質な商法が発生しています

見知らぬ事業者から「年号が変わるので、記念に天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので少し話を聞いてしまった。本来8万円のところを、3万円で買えるといわれたが、最終的には断った。それにも関わらず、一方的に自宅にアルバムが配送され、家族が受け取ってしまった。

アドバイス

天皇陛下の退位に便乗して、アルバムや掛け軸等の購入を持ち掛けられたという相談が寄せられています。中には一方的に商品を送り付けられたり、断っているのに長時間に渡って勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。



「悪質な商法」から身を守るための対策

【その1】
必要のない電話はすぐに切る。

話を聞いてしまうと断りにくくなってしまう。購入する意思がない場合は、早めにはっきりと断りましょう。

【その2】
注文していない商品は受け取り拒否。

注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず、受け取り拒否しましょう。「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない」と家族でルールを作っておくのも一つの方法です。

【その3】
困ったときは、消費生活センターへご相談を。困ったことや不安に思うことがあれば、早めに消費生活センターに相談しましょう。

枚方市立消費生活センター
い や や!!
消費者
ホットライン
188番
その手は
くらワン。
怪しい! ?と感じたら...迷わず、相談。

催し予告

消費生活セミナー 損させません！お得な生活術～もしもの災害に役立つ編～

日 時：平成31年2月26日（火） 午前10時30分～正午
場 所：枚方市立消費生活センター 研修室
講 師：①「損させません！お得な生活術」
石けんを使いましょう枚方市民の会 福川 妃路子さん
②「家庭のできるごみ減量の工夫」
枚方市環境部 減量業務室 職員
対 象：市内在住・在職・在学の方
参加費：無料
定 員：40人（事前申し込み制、先着順）
保 育：先着5人（1歳以上の未就学児、2月8日（金）までに要予約）
手 話：2月8日（金）までに要予約
申 込：2月1日（金）午前9時から
電話またはFAXで受付（072・844・2433）

学生・地域啓発リーダーの募集について

悪質商法の基礎知識などを学び、学校や地域での消費者トラブルを未然に防止する啓発リーダーとして活動しませんか。

日 時：
①学生啓発リーダー養成講座
2月20日、27日、3月22日の午前10時～正午
②地域啓発リーダー養成講座
3月6日、13日、22日の午前10時～正午

※詳しくは、広報ひらかた2月号をご覧ください。か、公共施設等に配布している募集チラシ及びホームページでご確認ください。